

令和5年3月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
予算議案	27
条例議案	20
一般議案	11
補正予算議案	9
合計	67

令和5年3月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	令和5年度北九州市一般会計暫定予算について	財政局
2	令和5年度北九州市国民健康保険特別会計暫定予算について	
3	令和5年度北九州市食肉センター特別会計暫定予算について	
4	令和5年度北九州市卸売市場特別会計暫定予算について	
5	令和5年度北九州市渡船特別会計暫定予算について	
6	令和5年度北九州市土地区画整理特別会計暫定予算について	
7	令和5年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計暫定予算について	
8	令和5年度北九州市港湾整備特別会計暫定予算について	
9	令和5年度北九州市公債償還特別会計暫定予算について	
10	令和5年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計暫定予算について	
11	令和5年度北九州市土地取得特別会計暫定予算について	
12	令和5年度北九州市駐車場特別会計暫定予算について	
13	令和5年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計暫定予算について	
14	令和5年度北九州市産業用地整備特別会計暫定予算について	
15	令和5年度北九州市漁業集落排水特別会計暫定予算について	
16	令和5年度北九州市介護保険特別会計暫定予算について	
17	令和5年度北九州市空港関連用地整備特別会計暫定予算について	
18	令和5年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計暫定予算について	
19	令和5年度北九州市後期高齢者医療特別会計暫定予算について	

番号	件名	提出局
20	令和5年度北九州市市民太陽光発電所特別会計暫定予算について	財政局
21	令和5年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計暫定予算について	
22	令和5年度北九州市上水道事業会計暫定予算について	
23	令和5年度北九州市工業用水道事業会計暫定予算について	
24	令和5年度北九州市交通事業会計暫定予算について	
25	令和5年度北九州市病院事業会計暫定予算について	
26	令和5年度北九州市下水道事業会計暫定予算について	
27	令和5年度北九州市公営競技事業会計暫定予算について	
28	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	デジタル市役所推進室
29	北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例について	総務局
30	市長の給与の特例に関する条例について	
31	北九州市退職手当基金条例について	
32	北九州市手数料条例の一部改正について	財政局
33	北九州市印鑑条例の一部改正について	市民文化スポーツ局
34	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市旅館業法施行条例の一部改正について	
35	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	保健福祉局
36	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	
37	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	子ども家庭局
38	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について	
39	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
40	北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	

番号	件名	提出局
41	北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について	子ども家庭局
42	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
43	北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
44	北九州市筑前海区漁業振興基金条例について	産業経済局
45	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	建設局
46	北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程の廃止等について	建築都市局
47	北九州市営住宅条例の一部改正について	
48	救助工作車（Ⅱ型）の取得について	技術監理局
49	救助工作車（Ⅲ型）の取得について	
50	30メートル級はしご付消防自動車の取得について	
51	丸山団地第1工区市営住宅建設工事請負契約の一部変更について	
52	小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約の一部変更について	
53	新日明工場整備運営事業契約の一部変更について	環境局
54	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について	建築都市局
55	土地の取得について	港湾空港局
56	包括外部監査契約締結について	行政委員会
57	指定管理者の指定について（志井ファミリープール）	建設局
58	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市門司麦酒煉瓦館）	建築都市局
59	令和4年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
60	令和4年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
61	令和4年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	

番号	件名	提出局
62	令和4年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	財政局
63	令和4年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
64	令和4年度北九州市駐車場特別会計補正予算について	
65	令和4年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	
66	令和4年度北九州市下水道事業会計補正予算について	
67	令和4年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	

No.	件名	要旨
令和5年度暫定予算規模	区分	予算総額
	一般会計	1,917億2,900万円
	特別会計	900億7,375万円
	企業会計	767億3,461万円
	合計	3,585億3,736万円
1	令和5年度北九州市 一般会計 暫定予算について	予算額 1,917億2,900万円
2	令和5年度北九州市 国民健康保険 特別会計暫定予算について	予算額 226億3,400万円
3	令和5年度北九州市 食肉センター 特別会計暫定予算について	予算額 8,900万円
4	令和5年度北九州市 卸売市場 特別会計暫定予算について	予算額 2億6,520万円

No.	件名	要旨
5	令和5年度北九州市 渡船 特別会計暫定予算について	予算額 1億6,350万円
6	令和5年度北九州市 土地区画整理 特別会計暫定予算について	予算額 17億4,520万円
7	令和5年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計暫定予算について	予算額 3万円
8	令和5年度北九州市 港湾整備 特別会計暫定予算について	予算額 11億9,000万円
9	令和5年度北九州市 公債償還 特別会計暫定予算について	予算額 323億1,600万円
10	令和5年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計暫定予算について	予算額 20万円
11	令和5年度北九州市 土地取得 特別会計暫定予算について	予算額 17億9,700万円

No.	件名	要旨
12	令和5年度北九州市 駐車場 特別会計暫定予算について	予算額 5,460万円
13	令和5年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計暫定予算について	予算額 4,130万円
14	令和5年度北九州市 産業用地整備 特別会計暫定予算について	予算額 1億4,360万円
15	令和5年度北九州市 漁業集落排水 特別会計暫定予算について	予算額 820万円
16	令和5年度北九州市 介護保険 特別会計暫定予算について	予算額 276億2,500万円
17	令和5年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計暫定予算について	予算額 300万円
18	令和5年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計暫定予算について	予算額 1億690万円

No.	件名	要旨
19	令和5年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計暫定予算について	予算額 18億5,000万円
20	令和5年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計暫定予算について	予算額 4,100万円
21	令和5年度北九州市 市立病院機構 病院事業債管理 特別会計暫定予算について	予算額 2万円
22	令和5年度北九州市 上水道 事業会計暫定予算について	予算額 121億6,655万円
23	令和5年度北九州市 工業用水道 事業会計暫定予算について	予算額 15億4,964万円
24	令和5年度北九州市 交通 事業会計暫定予算について	予算額 5億6,989万円
25	令和5年度北九州市 病院 事業会計暫定予算について	予算額 1億1,784万円

	件名	要旨
26	令和5年度北九州市 下水道 事業会計暫定予算について	予算額 154億6,577万円
27	令和5年度北九州市 公営競技 事業会計暫定予算について	予算額 468億6,492万円

<p>N o 2 8</p>	<p>北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について (デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課)</p>
<p>重度障害者に対する医療費の助成に係る住所の特例の範囲を拡大することに伴い、執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報を追加するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 重度障害者に対する医療費の助成に関する事務を処理するために執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報に、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるものを追加する。(別表第2関係)</p> <p>2 施行期日 令和5年4月1日</p>	

N o
2 9

北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例について

(総務局総務部文書館)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるもの

1 条例の内容

- (1) 総則 (第1条・第2条)
- (2) 帳簿の作成及び公表 (第3条)
- (3) 開示、訂正及び利用停止
 - ア 開示 (第4条—第8条)
 - イ 訂正 (第9条・第10条)
 - ウ 利用停止 (第11条・第12条)
- (4) 審査請求等
 - ア 北九州市個人情報保護審査会 (第13条—第16条)
 - イ 諮問等 (第17条)
 - ウ 審査会の調査審議の手続等 (第18条—第23条)
 - エ 雑則 (第24条)
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料 (第25条)
- (6) 雑則 (第26条・第27条)
- (7) 罰則 (第28条)

2 施行期日

令和5年4月1日

<p>N o 3 0</p>	<p>市長の給与の特例に関する条例について</p> <p style="text-align: right;">(総務局人事部給与課)</p>
<p>市長の給与を減ずる特例を設けるため、必要な事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 令和5年4月1日から令和9年2月19日までの各月分の給料及び地域手当の額については、それぞれ100分の10を減じた額とする。(第1条関係)</p> <p>(2) (1)に定める期間中の各年の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当の額については、100分の10を減じた額とする。(第1条関係)</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>	

No 31	北九州市退職手当基金条例について <p style="text-align: right;">(総務局人事部給与課)</p>
<p>職員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、定年に達したことにより退職した者に対して北九州市職員退職手当支給条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の規定により支給する退職手当の財源の確保を図り、もって財政の健全な運営に資するため、北九州市退職手当基金を設置するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設置 (第1条) (2) 基金の積立て (第2条) (3) 管理 (第3条) (4) 運用益金の処理 (第4条) (5) 繰替運用 (第5条) (6) 処分 (第6条) (7) 委任 (第7条) <p>2 施行期日</p> <p>令和5年4月1日 (令和15年3月31日に失効)</p>	

N o
3 2

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

建築基準法の一部改正に伴い、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置に係る建築物の高さに関する特例の許可等の申請に対する審査に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改めるもの

1 手数料の設定（別表関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
建築基準法第52条第6項第3号に規定する建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき27,000円
建築基準法第53条第5項第4号に規定する建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき33,000円
建築基準法第55条第3項に規定する建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき160,000円
建築基準法第58条第2項に規定する建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき160,000円

2 施行期日

令和5年4月1日

No 33	北九州市印鑑条例の一部改正について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)
<p data-bbox="204 439 1401 539">通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の適用期限を延長するため、関係規定を改めるもの</p> <p data-bbox="252 629 1401 730">1 通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の適用期限の延長（付則第3項関係）</p> <p data-bbox="280 759 1401 925">店舗等に設置されている通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料を引き下げる特例の適用期限を令和6年3月31日まで延長する。</p> <p data-bbox="252 1016 459 1120">2 施行期日 公布の日</p>	

N o
3 4

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市旅館業法施行条例の一部改正について
(市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課)

博物館法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する博物館法の規定の条項ずれに伴う規定の整備（北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第8条、北九州市旅館業法施行条例第6条関係）

現行	改正後
第20条第1項	第23条第1項
第29条	第31条第1項

- 2 施行期日

令和5年4月1日

No 35	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正 について (保健福祉局障害福祉部障害者支援課)
----------	---

児童福祉法等の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

1 条例に引用する児童福祉法等の改正に伴う規定の整備

(1) 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

現行	改正後
厚生労働大臣	内閣総理大臣
厚生労働大臣	主務大臣

(2) 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

現行	改正後
厚生労働省令	内閣府令

(3) 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

現行	改正後
厚生労働省令	主務省令

(4) 北九州市子ども・子育て会議条例の一部改正

現行	改正後
第77条第1項	第72条第1項

(5) 北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正

現行	改正後
第87条	第82条

(次頁に続く)

(続き)

(6) 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

現行	改正後
第19条第1項各号	第19条各号
第19条第1項第1号	第19条第1号
第19条第1項第2号	第19条第2号
第19条第1項第3号	第19条第3号
第25条	第25条第1項

(7) 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正

現行	改正後
第25条	第25条第1項

2 施行期日

令和5年4月1日

N o
3 6

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局健康医療部保険年金課)

出産育児一時金の額を変更する等のため、関係規定を改めるもの

1 出産育児一時金の引上げ（第7条関係）

現行	改正後
40万8,000円	48万8,000円

2 後期高齢者支援金等賦課限度額の変更（第14条の9関係）

現行	改正後
20万円	22万円

3 保険料の軽減判定所得基準の緩和（第20条関係）

軽減割合	現行	改正後
5割	世帯主等の所得の合計が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>28万5,000円</u> ×被保険者数）以下	世帯主等の所得の合計が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>29万円</u> ×被保険者数）以下
2割	世帯主等の所得の合計が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>52万円</u> ×被保険者数）以下	世帯主等の所得の合計が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（ <u>53万5,000円</u> ×被保険者数）以下

(次頁に続く)

(続き)

4 施行期日

令和5年4月1日

<p>N o 3 7</p>	<p>北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課)</p>
<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の運営に関する基準に業務継続計画の策定等を追加する等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 園児に対する懲戒に関する規定を削除する。(第15条関係) 2 感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施し、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(第15条関係) 3 運営上必要と認められるときは、保育に支障がない場合に限り、乳児室等の設備及び保育に直接従事する職員の一部を、他の社会福祉施設の設備及び職員として兼ねさせることができる。(第15条関係) 4 幼保連携型認定こども園に置かなければならない園児の教育及び保育に直接従事する職員については、当分の間、1人に限って、看護師等をもって代えることができる。(付則第9項、付則第10項関係) 5 施行期日 <ol style="list-style-type: none"> 1 は、公布の日 2 から4までは、令和5年4月1日 	

<p>N o 3 8</p>	<p>北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課)</p>
<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、認定こども園の運営に関する要件に、子どもの移動のために自動車を運行するときの子どもの所在の確認等を追加する等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子ども移動のために、自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、子どもの所在を確認しなければならない。(第11条関係) 2 子どもの通園を目的とした自動車を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて1に規定する降車の際の所在の確認を行わなければならない。(第11条関係) 3 認定こども園に置かなければならない満3歳未満の子どもの保育に従事する保育士について、当分の間、1人に限って、看護師等をもって代えることができる。(付則第7項関係) <p>4 施行期日 令和5年4月1日</p>	

<p>N o 3 9</p>	<p>北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(子ども家庭局子ども家庭部保育課)</p>				
<p>北九州市立吉野保育所を廃止するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 保育所の廃止（別表第1関係）</p> <table border="1" data-bbox="280 629 1362 837"> <tr> <td data-bbox="280 629 472 734"> <p>名称</p> </td> <td data-bbox="472 629 1362 734"> <p>北九州市立吉野保育所</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 734 472 837"> <p>位置</p> </td> <td data-bbox="472 734 1362 837"> <p>北九州市門司区丸山一丁目19番1号</p> </td> </tr> </table> <p>2 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>		<p>名称</p>	<p>北九州市立吉野保育所</p>	<p>位置</p>	<p>北九州市門司区丸山一丁目19番1号</p>
<p>名称</p>	<p>北九州市立吉野保育所</p>				
<p>位置</p>	<p>北九州市門司区丸山一丁目19番1号</p>				

<p>N o 4 0</p>	<p>北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(子ども家庭局子ども家庭部保育課)</p>
<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の運営に関する基準に安全計画の策定等を追加する等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。(第7条の2関係) 2 利用乳幼児の移動のために、自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。(第7条の3関係) 3 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて2に規定する降車の際の所在の確認を行わなければならない。(第7条の3関係) 4 他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、保育に支障がない場合限り、保育室及び各事業所に特有の設備並びに保育に直接従事する職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として兼ねさせることができる。(第10条関係) 5 利用乳幼児に対する懲戒に関する規定を削除する。(第13条関係) <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

- 6 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。(第14条関係)

- 7 居宅訪問型保育事業者は、保護者の疾病、疲労等により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合に、保育を提供する。(第38条関係)

- 8 家庭的保育事業者等及びその職員が書面により行うことが規定され、又は想定される記録等について、書面に代えて、電磁的記録により行うことができる。(第50条関係)

- 9 施行期日
1から4まで及び6は、令和5年4月1日
5、7及び8は、公布の日

<p>N o 4 1</p>	<p>北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部保育課)</p>
<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準から教育・保育給付認定子どもに対する懲戒に関する規定を削除する等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育給付認定子どもに対する懲戒に関する規定を削除する。 (第27条関係) 2 特定教育・保育施設等が書面等により行うことが規定され、又は想定される記録等について、書面等に代えて、電磁的記録によることができる。 (第54条関係) 3 施行期日 公布の日 	

<p>N o 4 2</p>	<p>北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部 改正について</p> <p style="text-align: right;">(子ども家庭局子育て支援部子育て支援課)</p>
<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉施設の運営に関する基準に安全計画の策定等を追加する等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。(第7条の2関係) 2 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、児童の所在を確認しなければならない。(第7条の3関係) 3 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて2に規定する降車の際の所在の確認を行わなければならない。(第7条の3関係) 4 保育所は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、保育に支障がない場合に限り、保育所に特有の設備及び保育に直接従事する職員の一部を当該社会福祉施設の設備及び職員として兼ねさせることができる。(第10条関係) 5 入所中の児童等に対する懲戒に関する規定を削除する。(第13条関係) <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

6 感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。(第13条の2関係)

7 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。(第14条関係)

8 保育所に置かなければならない保育士の数の算定について、当分の間、看護師等を1人に限って保育士とみなすことができる特例を、乳児3人以下を入所させる保育所で一定の要件を満たすものにも適用する。(付則第7項関係)

9 施行期日

1から4まで及び6から8までは、令和5年4月1日

5は、公布の日

<p>N o 4 3</p>	<p>北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する 条例の一部改正について (子ども家庭局子育て支援部子育て支援課)</p>
<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の運営に関する基準に安全計画の策定等を追加する等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。(第6条の2関係) 2 利用者の移動のために、自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、利用者の所在を確認しなければならない。(第6条の3関係) 3 事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(第13条の2関係) 4 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。(第14条関係) 5 施行期日 令和5年4月1日 	

No 44	北九州市筑前海区漁業振興基金条例について <p style="text-align: right;">(産業経済局農林水産部水産課)</p>
<p>北九州市における響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業と漁業との協調及び共生のために北九州市に寄付された寄付金を活用し、響灘洋上風力発電施設が設置される筑前海区における漁業振興に関する事業を推進するため、北九州市筑前海区漁業振興基金を設置するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設置 (第1条) (2) 基金の積立て (第2条) (3) 管理 (第3条) (4) 運用益金の処理 (第4条) (5) 繰替運用 (第5条) (6) 処分 (第6条) (7) 委任 (第7条) <p>2 施行期日 公布の日</p>	

<p>N o 4 5</p>	<p>北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(建設局公園緑地部公園管理課)</p>
<p>帆柱公園駐車施設の大型自動車及び中型自動車の使用料を廃止するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 帆柱公園駐車施設の大型自動車及び中型自動車の使用料の廃止（別表第1関係）</p> <p style="padding-left: 40px;">帆柱公園駐車施設の大型自動車及び中型自動車の使用料を廃止する。</p> <p>2 施行期日</p> <p style="padding-left: 40px;">令和5年7月1日</p>	

No 46	北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程の廃止等について (建築都市局都市再生推進部事業推進課)
----------	--

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の終了に伴い、北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程の廃止等をするもの

- 1 北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程の廃止 (第1条関係)
- 2 学術研究都市土地区画整理特別会計の廃止 (第2条関係)

名称	事業
学術研究都市土地区画整理特別会計	学術研究都市土地区画整理事業

- 3 施行期日
令和5年4月1日

<p>N o 4 7</p>	<p>北九州市営住宅条例の一部改正について (建築都市局住宅部住宅管理課)</p>
<p>収入の申告等をするのが困難な事情にあると認める入居者に係る市営住宅の使用料の決定の特例を設ける等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 単身で入居することができる者に、配偶者からの暴力を受けた被害者で次のいずれかに該当するものを追加する。(第7条関係)</p> <p>(1) 婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターから配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けた者</p> <p>(2) 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関又は配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護を図るための活動を行う一定の民間の団体から配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことの確認を受けた者</p> <p>2 入居者が収入の申告等をするのが困難な事情にあると認めるときは、官公署で必要な書類を閲覧する等の方法により認定した当該入居者の収入に基づき、毎月の使用料を決定することができる。(第11条関係)</p> <p>3 2に規定する困難な事情にある旨の認定を受けた入居者は、収入の申告を要しない。(第12条関係)</p> <p>4 施行期日 令和5年4月1日</p>	

No 48	救助工作車（Ⅱ型）の取得について <p style="text-align: right;">（技術監理局契約部契約課）</p>
<p>救助工作車（Ⅱ型）を買い入れるもの</p> <p>1 品名 救助工作車（Ⅱ型）</p> <p>2 数量 1台</p> <p>3 買入れ予定金額 8,778万円</p>	

No 49	救助工作車（Ⅲ型）の取得について （技術監理局契約部契約課）
<p>救助工作車（Ⅲ型）を買い入れるもの</p> <p>1 品名 救助工作車（Ⅲ型）</p> <p>2 数量 2台</p> <p>3 買入れ予定金額 3億580万円</p>	

No 50	30メートル級はしご付消防自動車の取得について (技術監理局契約部契約課)
<p>30メートル級はしご付消防自動車を買入れるもの</p> <p>1 品名 30メートル級はしご付消防自動車</p> <p>2 数量 1台</p> <p>3 買入れ予定金額 2億2,198万円</p>	

<p>No 51</p>	<p>丸山団地第1工区市営住宅建設工事請負契約の一部変更について (技術監理局契約部契約課)</p>
<p>丸山団地第1工区市営住宅建設工事請負契約の契約金額及び工期を変更するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既決契約金額 5億475万7,000円 2 既決工期 令和3年12月10日から令和5年4月17日まで 3 変更契約金額 5億2,835万5,300円 4 変更工期 令和3年12月10日から令和5年6月16日まで 	

No 52	小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約の一部変更について <p style="text-align: right;">（技術監理局契約部契約課）</p>
<p>小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約の工期を変更するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 既決工期 令和4年6月20日から令和5年9月30日まで2 変更工期 令和4年6月20日から令和5年10月31日まで	

<p>No 53</p>	<p>新日明工場整備運営事業契約の一部変更について (環境局循環社会推進部施設課)</p>
<p>新日明工場整備運営事業契約について、契約金額を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額 515億2,330万6,540円</p> <p>2 変更契約金額 515億2,064万1,240円</p>	

No 54	<p>基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について</p> <p style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市交通政策課)</p>
----------	--

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意するもの

基本財産の額の変更 (第16条関係)

		変 更 前	変 更 後	増 加 額
基本財産の額		2,250億5,660万円	2,261億5,460万円	10億9,800万円
出 資 の 額	福 岡 県	1,125億2,830万円	1,130億7,730万円	5億4,900万円
	福 岡 市	837億8,050万円	841億1,650万円	3億3,600万円
	北九州市	287億4,780万円	289億6,080万円	2億1,300万円

No 55	土地の取得について <p style="text-align: right;">(港湾空港局港営部物流振興課)</p>
<p>若松区響町一丁目に所在する土地を響灘臨海工業団地立地促進事業用地として買い入れるもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地 雑種地 若松区響町一丁目1番12 若松区響町一丁目105番32</p> <p>2 土地の面積 29万5,407.58㎡</p> <p>3 買入れ予定金額 42億1,287万3,739円</p>	

No 58	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市門司麦酒煉瓦館） (建築都市局都市再生推進部都市再生企画課)
<p>北九州市門司麦酒煉瓦館に係る指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するもの</p> <p>1 既決指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</p> <p>2 変更指定期間 平成30年4月1日から令和7年3月31日まで</p>	

No.	件名	要 旨	
令和4年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	113億7,384万1千円	6,579億7,498万5千円
	特別会計	22億9,480万円	4,015億6,273万7千円
	企業会計	61億9,477万6千円	2,698億5,444万6千円
	合 計	198億6,341万7千円	1兆3,293億9,216万8千円
59	令和4年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額	113億7,384万1千円
		2 総 額	6,579億7,498万5千円
60	令和4年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額	22億5,900万円
		2 総 額	1,014億1,294万8千円
61	令和4年度北九州市 卸売市場特別会計 補正予算について	1 補正額	0円
		2 総 額	14億1,102万6千円
62	令和4年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額	3,580万円
		2 総 額	32億2,366万3千円

63	令和4年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総額	0円 58億5,500万円
64	令和4年度北九州市 駐車場特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総額	0円 4億4,570万円
65	令和4年度北九州市 介護保険特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総額	0円 1,093億5,275万円
66	令和4年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	1 補正額 2 総額	2億4,477万6千円 514億 298万6千円
67	令和4年度北九州市 公営競技事業会計 補正予算について	1 補正額 2 総額	59億5,000万円 1,766億9,132万円